

岩手県告示第702号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成28年度後期技能検定試験を次のとおり行う。

平成28年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、金型製作（プレス金型製作に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、製版、パン製造、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、ガラス施工、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）
- (3) 3級 造園（学科試験に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、和裁、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）
- (4) 単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 技能検定試験の日時及び場所

| 区 分 | 日 時 | 場 所 |
|------|--|---------|
| 実技試験 | 平成28年12月1日(木)から平成29年2月12日(日)までの間において別に通知する日時 | 別に通知する。 |
| 学科試験 | 平成29年1月22日(日)、同月29日(日)、同年2月1日(水)又は同月5日(日)のうち別に通知する日時 | |

- 3 受検手続 受検申請書を平成28年10月3日(月)から同月14日(金)までに岩手県職業能力開発協会に提出してください。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室又は岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）にお問い合わせください。